

関係団体の長 様

長野県健康福祉部長

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び
食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について（通知）

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（令和 5 年厚生労働省令第 99 号）、食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（令和 5 年厚生労働省告示第 240 号）について、令和 5 年 7 月 26 日付け生食発 0726 第 1 号により厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官から別添写しのとおり通知がありました。

つきましては、御了知いただくとともに、貴団体の関係者に対する周知について御配慮願います。なお、今回の改正要旨は下記のとおりです。

記

1 改正の概要

(1) 省令関係

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。）第 12 条の規定により、フィチン酸カルシウムを省令別表第 1 に追加した。

(2) 規格基準告示関係

【添加物関連】

法第 13 条第 1 項の規定により、フィチン酸カルシウムの成分規格及び使用基準を設定した。また、硫酸銅について使用基準を改正した。

【残留基準値関係】

法第 13 条第 1 項の規定により、次の農薬等について、別添のとおり食品中の残留基準値が設定された。

成分名	用途	備考
イソシンコメロン酸二プロピル	殺虫剤	動物用医薬品
イソプロチオラン	殺菌剤／殺虫剤／植物成長調整剤／牛の肝疾患用剤	農薬及び動物用医薬品
ジミナゼン	抗原虫剤	動物用医薬品
ピリダクロメチル	殺菌剤	農薬
ピリメタミン	内部寄生虫駆除剤／合成抗菌剤	動物用医薬品
マホプラジン	鎮静剤	動物用医薬品
メトブロムロン	除草剤	農薬

2 適用期日

(1) 省令関連

公布の日から施行する。

(2) 規格基準告示関連

告示日から適用される。ただし、通知中表に掲げる食品の残留基準値は、告示の日から起算して1年を経過した日から適用される。

3 運用上の注意

【添加物関係】

(1) フィチン酸カルシウム及び硫酸銅の使用に当たっては、適切な製造工程管理を行い、食品中で目的とする効果を得る上で必要とされる量を超えないものとする。

(2) フィチン酸カルシウム及び硫酸銅の使用基準にいうぶどう酒とは、酒税法（昭和28年法律第6号）第3条第13号に規定する果実酒又は同条第14号に規定する甘味果実酒に該当し、ぶどうを主原料とするものである。

【残留基準値関係：規制対象に変更がある品目を抜粋し記載】

(1) 別紙のうち残留基準値欄が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）を適用する。ただし、ピリメタミンは、規格基準告示の「第1 食品の部A 食品一般の成分規格」の1に規定する化学的合成品たる抗菌性物質に該当するため、表中にない食品に含有されるものであってはならない。

(2) 今回残留基準値を設定する「イソプロチオラン」の規制対象は、農産物及び魚介類にあってはイソプロチオランのみとし、畜産物にあってはイソプロチオラン及び代謝物C【モノイソプロピル 1,3-ジチオラン-2-イリデンマロネート】とする。ただし、代謝物Cはイソプロチオランの濃度に換算する。なお、改正前の残留の規制対象は、イソプロチオランのみである。

(3) 今回残留基準値を設定する「ジミナゼン」の規制対象は、ジミナゼンジアセツラートのみとする。なお、改正前の残留の規制対象は、ジミナゼンのみである。

(4) 今回残留基準値を設定する「ピリダクロメチル」の規制対象は、ピリダクロメチルのみとする。

(5) 今回残留基準値を設定する「メトブロムロン」の規制対象は、メトブロムロンのみとする。

4 その他

「すいか」、「メロン類果実」、「まくわうり」、「みかん」、「びわ」、「もも」及び「キウイー」に設定されている残留基準値については、現行の残留基準値を削除する場合、別に規定する場合を除き、「すいか（果皮を含む。）」、「メロン類果実（果皮を含む。）」、「まくわうり（果皮を含む。）」、「みかん（外果皮を含む。）」、「びわ（果梗こうを除き果皮及び種子を含む。）」、「もも（果皮及び種子を含む。）」及び「キウイー（果皮を含む。）」としてそれぞれ一律基準（0.01ppm）が適用される。

（問合せ先）

長野県健康福祉部食品・生活衛生課食品衛生係

担当：河原、松本

電 話 026-235-7155(直通)

F A X 026-232-7288

電子メール shokusei@pref.nagano.lg.jp